

関市で

夢をトラえろ!

関市ビジネスプランコンテスト

募集要項

優秀者には開業資金をプレゼント!!
①優秀3者...50万円(女性・若者部門あり)
②移住とセットで1者...100万円

エントリーの流れ



- ※① 特定創業支援等事業による支援を受けたことの確認については関市ビジネスサポートセンター(セキビズ)にご相談ください。上記の確認は令和7年3月31日までに受けてください。
- ※② 2次審査(プレゼン・面接)に関する日程等の詳細は後日連絡します。
- ※③ 結果発表・表彰に関する日程等の詳細は後日連絡します。
- ※④ 表彰者は令和7年2月(予定)の商品発表会に参加していただきます。



関市で「に」トライ!

エントリーの期間

令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水) 17時まで(必着)

1次審査書類の提出期限

令和6年8月19日(月) 17時まで(必着)

エントリーシート及び1次審査書類の提出方法

- 別添のエントリーシートを「商工課まで持参・郵送」「Eメール」にてご提出ください。
- エントリーされた方は「特定創業支援事業」の認定のためセキビズで相談をしてください。(https://www.seki-biz.net/)



エントリーシート及び1次審査書類の提出先・問い合わせ先

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所 商工課 関ビジコン係宛(北庁舎2階)
■電話 0575-23-6752(直通) ■FAX 0575-23-7741
■メール shoko@city.seki.lg.jp (WordまたはPDFでお願いします。)



ご注意点

- 応募は、関市内で実施していただくビジネスプランを対象とします。
- 応募者やビジネスプランの内容等に関するお問い合わせにはお答えすることができません。
- 審査結果につきましては、公表を前提にしています。
- Eメールで提出するファイルは、Word又はPDF形式でご提出ください。
- 提出いただいた書類は返却いたしませんので、控えは各自の責任でご準備ください。
- 応募者の氏名(事業所名)及びビジネスプランの概要は、市の広報及びホームページ、報道機関等に公開しますので、あらかじめご承知おきください。

1.目的

少子高齢化による人口減少や事業所の減少が続く中、本市の経済が持続的に発展していくためには、起業や新事業に取り組む人が不可欠です。

関市ビジネスプランコンテスト（関ビジコン）は、新事業に取り組む意欲のある起業家や事業者を発掘し、本市の経済団体や行政等が一丸となって事業化や事業者の成長をサポートすることにより、本市の経済の持続的な発展につなげるため実施するものです。

また、原材料高など経済への影響が続く中、新商品や斬新なサービスなどの「新しい価値」を生み出し、「関市で成長」する姿を市民の皆さんに広く知ってもらうため関ビジコンを実施します。

2.応募部門

以下の2つの部門で募集します。いずれか1つに応募してください。

- ① 起業・創業部門 … これから関市で起業・創業する方、または、関市で業歴5年未満の中小・小規模事業者、個人事業主で新しい事業に取り組む方
- ② 移住+起業・創業部門 … 関市に令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に移住して起業・創業 または、新しい事業に取り組む方

3.応募資格

次に掲げる項目にすべて該当する方

- ① 以下のいずれかに該当する方
 - ア 関市内に本店または主たる事業所を有していること。または、令和7年3月31日までに関市内に本店または主たる事業所を有する予定があること。
 - イ 関市内（店舗等の所在地）で個人事業主開業届を提出していること。または、令和7年3月31日までに関市内（店舗等の所在地）に個人事業主開業届を提出する予定があること。
 - ウ 移住+起業・創業部門に応募する場合は、令和6年8月19日（1次審査書類提出期限）までに関市に住民登録があること。または、令和7年3月31日までに関市に住民登録する予定があること。
- ② 関市税を滞納していない方
- ③ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの確認を受けている方（確認を受ける予定を含む）
- ④ 事業を行うに当たり必要な許認可を有し、かつ、法令等に違反していない方
- ⑤ 公の秩序または善良の風俗を害しない、社会通念上適当と認められる事業を行う方
- ⑥ 暴力団員等反社会的勢力と認められる者（関係している者を含む）でない方
または、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない（予定を含む）方



4.表彰と支援

(1) 応募者全員に対する支援

応募者は以下の支援を受けることができます。

- ア. 関ビジコン審査会からアドバイスを受けることができます。
- イ. 関市、セキビズ、商工会議所・商工会、金融機関等が開業に向けてサポートします。

(2) 表彰と表彰者への支援

優秀なビジネスプランを作成した応募者を表彰するとともに次の支援を受けることができます。

- ア. 表彰
- イ. 関ビジコン奨励金
- ウ. 記者会見や広報、市のHPでの紹介

(3) 表彰について

応募者のうち優秀者（上記(3)の表彰者）を以下のとおり表彰します

- ア. 起業・創業部門 ... 以下の区分から最大3者

区分① 15歳～34歳の方 区分② 女性の方 区分③ 「区分①、区分②」以外の方

- イ. 移住+起業・創業部門 ... 最大1者

※ただし、審査結果により「関ビジコン奨励金の交付を伴わない表彰者」の選出または、「表彰者なし」の場合もあります。

(4) 関ビジコン奨励金の交付条件等

関ビジコン奨励金は表彰者のうちから以下のとおり交付します。

- ア. 起業・創業部門 ... 最大50万円（3者まで）
- イ. 移住+起業・創業部門 ... 最大100万円（1者まで）

奨励金の交付条件

- ア. 上記(3)の表彰を受けていること。
- イ. 原則※、令和7年3月31日までに関市内で応募事業を開始したことが確認できること。
(関市内に法人設立登記、個人事業主開業届（移住の場合は住民登録も）、またはヒアリング等により確認します。)
- ウ. その他の応募資格の要件を満たしていること。

※ 表彰者は、当該ビジネスプランを事業化に向けて準備をしていただきますが、原則として令和7年3月31日までに事業の開始が確認できなかった場合、関ビジコン奨励金の対象外となります。

※ ただし、令和6年12月6日までに関市に開業延長の申し出をした場合に限り、令和8年2月28日まで延長をすることができます。



5.スケジュール

次のスケジュールで関ビジコンを実施します。

① エントリー期間	令和6年7月1日（月）～7月31日（水）
② エントリーシートの提出	令和6年7月31日（水） 17時 必着
③ セキビズへの相談 （創業支援を受けたことの確認）	令和7年3月31日までに特定創業支援等事業による支援を受けたことの確認を受けてください。
④ 1次審査書類の提出	令和6年8月19日（月） 17時 必着
⑤ 1次審査（書類審査）	令和6年8月 下旬（審査結果の通知を含む）
⑥ 2次審査 （プレゼンと面接）	令和6年9月 下旬頃
⑦ 結果発表・表彰	令和6年10月 下旬頃
⑧ 商品発表会（ビジコンショーケース）	令和7年2月頃（未定）

※ 日程は変更になる場合があります。

※ 2次審査は、1次審査を通過された方を対象に実施します。

6.審査

(1) 関ビジコン審査会

応募者からのビジネスプランを審査するため、関市ビジコン審査会（以下「審査会」という。）を設置します。

(2) 審査方法

① 1次審査	書類により書類審査します。
② 2次審査	<ul style="list-style-type: none">・1次審査を通過した方が対象になります。・パワーポイントや実際の製品・商品などを用いて、事業内容を詳しく説明していただきます。（パワーポイントは必須ではありません。製品や商品はイメージでも結構です。）・持ち時間は20分間とします。・審査会からの質問に回答していただきます。（5分程度）



(3) 審査基準

1次審査、2次審査を通じて、次の4つの観点から審査します。

ア. 新規性に対する評価

新規性、独創性（独自性）、競合優位性（他社と比べて優れた点） など

イ. 地域貢献性に対する評価

地域社会への貢献、地域資源の活用、環境への貢献、雇用の創出 など

ウ. 実現の可能性及び安定運営性に対する評価

市場性（ニーズの把握、販売方法など）、収益性（価格設定、資金計画など）、実現性（課題の把握と対応）、成長性（熱意、意気込みなど）、起業家の知識・意欲 など

エ. アフターコロナ・原材料高騰下での向けた新しい商品やサービスの創意工夫に対する評価

上記を見据えた新たな需要への取り組み、事業の継続を可能とする工夫 など

(4) 審査に際しての注意事項

ア. 提出された書類は返却いたしませんので、控えは各自でご準備ください。

イ. 審査結果と審査会からのアドバイスを事務局より連絡します。ビジネスプランのブラッシュアップにご活用ください。

ウ. 2次審査を受けられる方は、プレゼンテーション資料をご用意ください。（様式、形式、体裁、量などは自由とします。事前に提出いただきます。）

エ. プレゼンテーションの発表者は応募者本人（団体の場合は代表者）としてください。

7. 応募方法及び提出書類

(1) 応募方法

ア. エントリーシート及び1次審査書類の提出について

● 期間内に「商工課まで持参・郵送」または、「Eメール」により提出してください。

● Eメールの場合はWordまたは、PDFで提出してください。

※ Eメール shoko@city.seki.lg.jp

● エントリーシート、1次審査書類は、関市のホームページからダウンロードしてください

<https://www.city.seki.lg.jp/0000018901.html>



イ. 創業支援を受けたことの確認

エントリーシートの提出後に特定創業支援等事業による支援を受けたことの確認のため、セキビズで相談をしてください。

※ 開業に向けての準備の参考とともに、関ビジコン奨励金の要件にもなっています。



(2) 提出書類

ア. エントリーシート (提出期限 令和6年7月31日(水) 17時必着)

提出書類	部数	提出方法
関市ビジネスプランコンテストエントリーシート (様式1)	1	持参、郵送(商工課) または、Eメール

イ. 1次審査の書類 (提出期限 令和6年8月19日(月) 17時必着)

提出書類	部数	提出方法
関市ビジネスプランコンテスト1次審査書類 (事業概要:様式2、事業計画:様式3)	1	持参、郵送(商工課) または、Eメール

(※) 移住+起業・創業部門に応募する方は、住民票を提出してください。

ウ. 2次審査用の書類 (1次審査通過者のみ、提出期限 1次審査結果通知に記載)

提出書類	部数	提出方法
・プレゼンテーションに必要な書類(任意)	7	Eメールのみ ※ただし1次審査後に求められた書類が「Eメール」で提出できないときは「持参、郵送」してください。
・1次審査後に求められた書類	1	

(※) 上記以外にも書類に提出を求める場合があります。(提出を求めるものを別途連絡させていただきます。)

エ. 書類の提出に関するお願い

- ・提出書類を「Eメール」で提出する場合は、「Word」または、「PDF」形式で送信してください。
- ・Eメールアドレス 「shoko@city.seki.lg.jp」



8. 注意事項

- (1) 提出書類は返却いたしませんので、控えは各自でご準備ください。
- (2) 提出書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 応募されたビジネスプラン等は、原則として関市が広報、ホームページ、報道機関などで公表することに同意したものとして取り扱います。
- (4) 応募に関して、参加料は不要ですが、本事業の参加に係る一切の経費（書類の作成、通信費、郵送料、交通費、サンプル作成など）は、応募者の負担となります。
- (5) ビジネスプランの知的財産権は応募者に帰属します。そのため、ビジネスプランの内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合は、応募者の責任においてご対応ください。関市は一切責任を負いません。
- (6) 応募者の氏名（事業所名、代表者名）及びビジネスプラン概要についてを、市のホームページや報道機関等に公開します。この公開により生じたトラブルについては、関市は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) 次に該当する場合は、応募を無効とし表彰の付与を取り消します。
 - ア. 応募資格に違反する事項があった場合
 - イ. 本事業の目的を損なう行為または虚偽の記載等があった場合
 - ウ. 公民権が停止された者や、法令違反や反社会的勢力との関係など、社会通念上、表彰者としてふさわしくないと認められた場合
 - エ. 2次審査を辞退または理由なく欠席した場合
- (8) 審査結果は書面で連絡します。ただし、審査結果の内容等についてを直接お答えすることはできませんのであらかじめご了承ください。
- (9) 審査結果及び選定等に関する異議等は受け付けません。
- (10) 関ビジコン奨励金は、関市からの出資や融資ではありません。事業の目的に利用するものです。
- (11) 関ビジコン奨励金に関する税法上の取り扱いは、税理士等の専門家にご相談ください。
- (12) 関ビジコン奨励金の交付対象となった事業に関する物品や書類など（購入した物品や領収書など）は、5年間は保管してください。
- (13) 関ビジコン奨励金により取得し、または効用の増加した資産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けなくて、奨励金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。
- (14) 関ビジコン奨励金の交付対象となった事業は、奨励金の交付の翌年から3年程度は、経営状況を確認できる書類の提出を求める場合があります。
- (15) 本事業の表彰は、事業の成功を約束するものではありません。また、資金調達（融資）を約束するものではありません。融資については金融機関にご相談ください。

